

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第三次）（案）

パブリックコメントの結果

（1）パブリックコメントの実施について

実施内容：「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第三次）  
（案）に対する意見の募集。

総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会における当該報告書についての議論に反映させるため、国民の皆様から御意見を募集。

意見募集：令和3年9月22日（水）～令和3年10月21日（木）

（2）パブリックコメントの集計結果について

意見数：3件（3人）

（3）提出された意見及び意見に対する回答案：別添のとおり

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告(第三次)(案)  
に関する意見募集において提出された意見と回答案

番号	御意見等	回答案
1	<p>ゲノム編集により生成されたヒト胚と実際に授精により生成されるものと異なる可能性がある。また、万が一そういったゲノム編集された胚により胎児が誕生するリスクがあるため、許可すべきでないと考えます。</p>	<p>第一次報告では、ヒト又は動物の胎内に、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚を移植すること、すなわち個体産生につながる可能性がある利用(以下「臨床利用」という。)は、研究及び医療提供として行われるいずれの場合についても、臨床利用に係る倫理面及び安全面での課題を踏まえ、容認することができないとする見解が示されました。</p> <p>第二次報告においても、ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の臨床利用を容認できないとの見解を再確認し、法的規制のあり方を含めた適切な制度的枠組みの検討を関係府省に求めた。これに基づき、令和2年1月7日に厚生労働省において、臨床利用に対して法律による規制が必要であるとする「厚生科学審議会科学技術部会ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用のあり方に関する専門委員会議論の整理」が取りまとめられました。</p> <p>こうした状況を踏まえれば、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚により児が誕生することはないと考えています。</p>
2	<p>人に限らず、動植物についても遺伝子組換えやゲノム編集を使うことは、人間が入り込むべきでない領域です。つまり、自然の摂理に反する行為です。「遺伝性・先天性疾患研究」と称してゲノム編集技術を使うのは反対します。</p> <p>なぜそのような疾患になったのか、基本にたちかえって研究すべきです。</p> <p>例えば、食すべきでない残留農薬・添加物・抗生物質等の人工物の摂取で遺伝子や腸内細菌等が傷ついたとか、地球自身が人間をがん細胞とみなして、人間を減らすべく疾患を起こさせているのではないかという仮説のもとに研究を進めてください。</p> <p>結論としては、自然農法に帰り、自然に還元しない物質は使わない、というように、ヒトのエゴに基づいた行動をしないことを進めてください。つまり、ヒト受精胚を使ったゲノム編集等は全面的に禁止してください。</p>	<p>ご指摘のように様々な考え方や価値観があることも留意しつつ、今後の検討において参考とさせていただきます。</p>

3	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 ページの 3 行目のページ数の記入が漏れている。</li><li>・ 6 ページの脚注 5 の 2 行目「もつ」は「持つ」のほうがよい。</li><li>・ 10 ページの 2 行目「あたり」と、11 ページの 24 行目「あたり」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</li><li>・ 11 ページの 1 行目「上記」は削除したほうがよい。6 ページの 13 行目の例と同様に。</li></ul>	報告書の作成において参考とさせていただきます。
---	--	-------------------------